

意見書案の反対討論

2020/10/7 たいら行雄

私は、日本共産党県議団として、自民党提出の「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長を求める意見書案について、反対の立場を表明し、討論いたします。

本意見書案は、2021年3月末で期限切れを迎える「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の延長を国に対して要望するものです。そもそもこの法律は、原発立地地域において電源立地交付金の対象とならない公共事業を実施する際に、国の補助率をかさ上げするもので、これによって原発立地自治体の原発依存をいっそう強め、かえって疲弊させることになるつながるものです。

いま、原発立地県である本県においては、川内原発1号機が2024年7月に、2号機が2025年11月に、それぞれ原子炉等規制法が定める寿命の40年を迎えることとなり、更なる20年延長運転の是非が問われています。

今年5月に行われた地元新聞社の「電話世論調査」によれば、川内原発1・2号機の40年を超える運転延長に対し、「反対」が53.8%で、「賛成」の38.0%を大きく上回りました。その主な理由は、「延長運転は安全性に疑問」、「再生可能エネルギーにできるだけ早く移行すべき」などとなっています。さらに、原発の稼働を続けることによって、行き場のない「高レベル放射性廃棄物（いわゆる「核のゴミ」）」が溜まり続けることとなり、その処理方法を巡っても大きな問題となっています。

一方、本県と同様に原発が立地する、福井県の高浜原発と美浜原発周辺の住民からは、「40年も我慢してきた。あと20年など真っ平だ」という声が広がっており、これまで長年に渡って原発に依存してきた地域から、一刻も早く「原発のない社会」の実現を求める声が高まって来ています。

このような状況のもとにおいて、本「特別措置法」の延長を行えば、国の経済的支援による原発依存から脱却できない状況が続くことは明らかです。

したがって、川内原発1・2号機の20年延長運転の是非が問われている今こそ、次世代を担う子どもたちや孫たちの将来を第一に考え、一刻も早く原発依存から脱却し、安全で安心できる社会を実現するために、本意見書案について、反対を表明するものです。

以上、日本共産党県議団としての反対討論を終わります。